

2008年12月22日、安全保障理事会第6057回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理決議およびブルンジに関する安保理議長声明、とりわけ決議 1719 (2006) および 1791 (2007) を想起し、

ブルンジの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い公約を再確認し

2008年12月4日にブジュンブラで開催された、ブルンジ和平プロセスに関する大湖地域の国家元首および政府の長による首脳会合の宣言およびブルンジ政府とフツ民族解放党 (Palipehutu-FNL) との間で到達した合意を歓迎し、

ブルンジ政府と Palipehutu=FNL との間でダルエスサラームで 2006 年 9 月 7 日に調印された包括的停戦協定の完全な履行を促進するためブルンジの和平を強固にする取組の支援に彼らが継続的に関与していることに対し、地域和平構想、南アフリカ調停、アフリカ連合および政治局に敬意を表し

平和を強固にする重要な地域および残された課題、とりわけ Palipehutu-FNL との包括的停戦協定を履行すること、民主的に選出された機構を強固にすること、良い統治を強化すること、武装解除、動員解除および社会復帰プロセスを完遂すること、ならびに人権および法の支配を効果的に保護する治安軍および司法機関を確保することを含む治安部門改革を進めること、においてブルンジにより成し遂げられた成果に留意し、

常設独立国家選挙委員会の設立を歓迎し、独立かつ包括的な過程を通じたその委員の指名の必要性を想起し、2010年に予定されている選挙が、成功裏の移行に導いたブルンジ憲法に納められている和解と対話の精神で、準備されることの重要性を想起し、

国際連合システムおよび国際社会が、ブルンジにおける和平の強固と長期にわたる発展に対してその支援を維持する必要性を強調し、ブルンジに関する平和構築委員会の継続した関与および同委員会のブルンジ展開部委員長が率いた代表団の最近の訪問を歓迎し、2008年6月のブルンジにおける平和構築のための戦略的枠組の履行における進展の2年ごとの見直しおよび2008年12月11日の平和構築委員会のブルンジ展開部委員長の説明に留意し、

ブルンジの全ての人民の中に永続する和解を促進することにおける移行期司法の重要性を認識し、技術的フォローアップ委員会および市民社会代表フォーラムの設置を含む、移行期司法制度の確立に関する国民的協議のための準備における進展を歓迎し、

反政府政治活動家および市民社会、メディアならびに労働組合の代表の逮捕を含む、継続する人権侵害および市民の自由の制限に懸念をもって留意し、政党および支持者の集会とデモを規制するための命令を撤回する同政府の決定を歓迎し、

刑事責任の免除と戦うブルンジ当局の努力、とりわけムインガの虐殺の犯人の裁判と有罪判決を歓迎し、

女性、平和と安全に関する安保理決議 1325 (2000) および 1820 (2008)、武力紛争における文民の保護に関する安保理決議 1674 (2006) ならびに武力紛争における子どもに関する安保理決議 1612 (2005) を想起し、

国際連合ブルンジ統合事務所 (BINUB) に関する事務総長の第4回報告書 (S/2008/745) を審議し、

1. 決議 1719 (2006) において設定し 1791 (2007) で更新された、BINUB の職務権限を 2009 年 12 月 31 日まで延長することを決定する。

2. ブルンジ政府および Palipehutu=FNL に対し、和平プロセスの最終段階に成功した結論をもたらすために 2008 年 12 月 4 日に達した合意を、2008 年 12 月 31 日以前に、履行するためのあらゆる努力を行うことを促し、両当事者に対し、緊張を高めもしくは戦闘の再開をもたらすようないかなる行為を思いとどまり、協調の精神で対話を通して未解決の問題を解決することを求める。

3. Palipehutu=FNL に対し、その全戦闘員が集合地域に条件なしで移動することを奨励し、武装解除、動員解除および社会復帰プロセスを完全に履行するために同政府、合同検証監視機構およびすべての国際的パートナーと共に働くことを求める。

4. 地域構想の指導者、アフリカ連合、南アフリカ調停、政治局およびその他の国際的パートナーに対し、12 月 4 日の宣言の履行における当事者を援助するための努力を継続することおよび現場での過程を監視しその持続性を確保するために、積極的に関与したままでいることを奨励する。

5. BINUB を通して、準地域、地域および国際的パートナーと完全に協力して、和平プロセスのあらゆる局面での支援において強固な政治的役割を果たすことを、事務総長に求める安保理の要請を繰り返し表明する。

6. ブルンジ政府に対し、2010 年における自由、公平かつ平和な選挙の実施に資する環境を創るための必要な措置を講じることを奨励し、このプロセスを支援する国際連合の準備を歓迎する。

7. 事務総長上級代表に対して、平和と安定を維持する国内および国際的利害関係者の努力を支援し続けながら、とりわけ来るべき選挙の文脈において、両者間の対話を助長し促進することを要請する。

8. ブルンジ政府に対し、平和を強固にする課題、とりわけ民主的統治、司法、治安改革および人権保護に関する同国の取組を続行することを奨励する。

9. ブルンジ政府、平和構築委員会、国内および国際的パートナーに対し、平和構築のための戦略的枠組のもとでかれらが為した取組を賞賛することを奨励し、平和構築委員会に対し、BINUB および国際連合国別現地チームからの支援を得て、ブルンジにおける持続する平和および安全ならびに長期にわたる発展の土台を据えること、および来るべき選挙を含むこれらの目的を達成するのに必要な資金を利用することにおいてブルンジ政府を支援することを続けるよう要請する。

10. 武装解除、動員解除および社会復帰プロセスの重要性を強調し、全ての国際的パートナー、とりわけ BINUB、UNDP および世界銀行に対し、多国間動員解除および社会復帰計画とブルンジに特化した信託基金制度の設立との間の暫定期間中の資金と能力に隔たりが生じないことを確保することを促す。

11. この点に関してブルンジ政府に対し、全ての国際的パートナーと協力して、武装解除、動員解除および社会復帰戦略を練り上げ、動員解除された兵士および元戦闘員、帰還難民、避難民およびその他の安全保障理事会決議 1325 (2000)、1612 (2005)、1674 (2006) および 1820 (2008) に従って紛争により影響を受けた、とりわけ女性と子どもの脆弱な集団の、持続する社会的・経済的復帰の土台を据えることを奨励する。

12. ブルンジ政府に対し、BINUB およびその他のパートナーの支援で、移行期司法制度に関する国内の協議が、さらなる遅滞なく、可及的速やかに始められることを確保することを奨励する。

13. ブルンジ政府に対して、総会決議 48/134 に示されたパリ原則を念頭に置いて、国家独立人権委員会の設立を通じてを含む、人権の尊重および保護を広くするための同政府の取組を進めることを奨励し、さらに同政府に対し、不処罰を終結させることおよびブルンジの憲法に納められブルンジが批准し

た条約を含む国際的な人権文書に規定されたような、市民的、政治的、社会的、経済的および文化的権利を脅威や脅迫なしにその市民が十分に享受することを確保できる必要な措置を講じることを奨励する。

14. とりわけ継続する性的およびジェンダーに基づく暴力に安保理の懸念を表明し、政府に対し、更なる暴力を防止するための特別な立法を含む必要な措置を講じることおよび国際法に従ってそのことに責任を有する者を訴追することを確保することを促す。

15. Palipehutu=FNL および他の武装集団に対し、無条件でかつ更なる遅滞なく、彼らに参加している全ての子ども達を解放することを要求し、子ども達の持続する社会復帰の必要性を強調する。

16. BINUB に対し、おのおのの能力と現行の職務権限の範囲内で、国際連合コンゴ民主共和国ミッション (MONUC) との協力に対する現行規定を強化することを促す。

17. 事務総長特別代表に対し、ブルンジにおける平和構築のための戦略的枠組の履行およびブルンジ政府ならびに国民の復興および優先される開発の支援において現場での国際連合の統合および効果を高めるための彼の行動を進めることを奨励する。

18. 事務総長に対し、2009 年早期に実施する予定の技術評価任務の結果を含む、BINUB の職務権限の履行に関して 2009 年 5 月までに安保理に対し報告することおよび BINUB の将来の方向性を決定する安全保障理事会を指導する勧告をその報告書に取り入れることを要請する。

19. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。